

豊中市開発行為等ともなう標識設置指針

【1】目的

「豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）」に規定する開発行為者が開発行為等の計画概要を表示した標識を設置し、近隣住民等に情報提供することを目的としています。

【2】対象

「豊中市土地利用の調整に関する条例」第2条第5号に規定する開発行為等に該当するもの。

ただし、「豊中市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成16年豊中市条例第32号）」の適用があるものは除きます。

【3】標識の設置

標識は、別記様式によるものとし、計画敷地が道路に接する部分で近隣住民等が見やすい場所に設置してください。標識は、当該開発行為等の工事が完了するまでの間、設置してください。

【4】標識設置報告書の提出

開発行為者は、標識を設置した日から5日以内、かつ、「豊中市土地利用の調整に関する条例」第23条第1項の規定による『協議の申出』をしようとする日の20日前までに、次に掲げる図書等を添付した「標識設置報告書」を市長に提出してください。

1. 委任状
2. 位置図（付近見取図）
3. 土地利用計画図（予定建築物の配置や植栽計画、標識設置位置を記入してください。）
4. 予定建築物の平面図・立面図・断面図
5. 標識の写真（標識の記載内容と設置状況が確認できる各写真）

【5】近隣住民等からの問い合わせ

開発行為者は、設置した標識の内容についての問い合わせ等には、親切で丁寧な対応を心がけてください。

※ 計画の変更を行う場合は、再度手続きを行ってください。

【別記様式】

← 90 cm以上 →

開発行為等の計画のお知らせ	
区域に含まれる地域の名称	
区域の面積	m ²
開発行為等の目的及び 予定される建築物等	(規模： 造・階建 戸)
工事予定年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
開発行為者	住所
	氏名
施工者	住所
	氏名
代理人	住所
	氏名
標識設置年月日	年 月 日
<ul style="list-style-type: none"> ・この標識は、豊中市開発行為等にもなう標識設置指針により設置したものです。 ・近隣住民のみなさまに早い段階から計画を周知することを目的としています。 ・開発行為等の計画について詳しく知りたい、説明を受けたい等のお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。 	
〈連絡先〉	住所又は所在地
	氏名または名称
	電話番号 担当者

90 cm
以上